

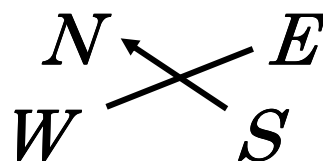
藤沢

エコネット

藤沢環境運動市民連絡会議
(略称) 藤沢エコネット

2011年5月1日

第204号



主 、「原発の危機と計画停電」緊急学習会開催!!
な 、「ゴミ裁判・最高裁上告棄却決定」
記 、「経済同友会・長谷川代表幹事に公開質問
事 、「合成洗剤「無添加」を疑え 講演から

http://members3.jcom.home.ne.jp/fujisawa_econet/

事務局 〒252-0816 藤沢市遠藤 849-9 青柳

☎ / F A X 0466-87-4922

e-mail: aoyagipc@jcom.home.ne.jp

ごみ裁判・最高裁上告棄却決定！ —藤沢市の有料化を有効と判断せず—

最高裁は、今年3月15日、藤沢市ごみ有料化条例の無効請求事件裁判で、裁判を開かず口頭弁論を経ないで、上告棄却決定をした。

4年前、藤沢市ごみ有料化反対請願署名運動が、自治会長はじめ市民4万2千人の請願を市議会・市長に提出したが否認され、有料化が実施されたため、請願代表者だった者が、責任上07年3月26日、ごみ有料化条例の無効訴えを藤沢市を相手に横浜地裁に起こした。

2009年10月、横浜地裁は原告の請求を棄却した。原告は東京高裁に控訴し、東京高裁は、10年4月27日、控訴を棄却した。原告は、すぐに5月10日、最高裁に上告したが上記の棄却判決となった。

最高裁が上告を棄却した理由は、「上告が許される、民訴法所定の各条項に該当しない。原告の主張は単なる法令違反を主張するものである」。上告受理申立てについても、「民訴法318条1項の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件ではない。」ので受理できない。

原告が最高裁に求めた地方自治法227条の法令解釈について、何も触れず単なる法令違反と主張したとは納得できないものがある。最高裁が法令解釈の判断を回避した理由は何か、聞きたいものである。

全国都市家庭ごみ有料化実施状況2010年12月現在全国809市区中有料化都市数は433市で53.5% (神奈川県は藤沢市・大和市のみ) ごみ有料化がこのように全国的に広がっている現況の中で、法令上ごみ有料化が違法であるとの法律判断をすることを回避したものと解釈できる。

また、違法となると、徴収したごみ手数料を返却しなければならず、その金額は年間数千億円に達するので、自治体財政に大混乱をもたらすことも懸念がされたのではないかと憶測される。

最高裁の決定では、藤沢市のごみ有料化は正しいとは一言もいっていない。

ごみを有料化すべきかどうかは地方自治法等の法令の解釈で決まるものではなくて、地方自治法の立法上裁量の問題だと言外にいつているものとも解釈できる。

また、原判決の東京高裁は、「手数料徴収は事前に有償の指定収集袋を調達させる方法(条例)を選択したから違法ではない」などと可笑しいことをいつている。

請願当時、市民の声は、「今まで市の指示通りごみ減量に協力し、分別も全国で模範となっている。市財政も余裕があるのに、県内他市に先駆けて有料化する必要はない。地方自治法違反ではないか。」などであった。

現在も、全国でも一番高いといわれる袋代を市民は強制的に支払われされている。ごみの有料化が、地方自治体の裁量で決めることができるというならば、最高裁決定を契機に、再び藤沢市民の声を結集して藤沢市ごみ有料化条例改廃運動を再構築してみたらどうであろうか。(諏訪謙司)